

# 第3回 学校規模適正化

一宮南地区協議会

# 会 議 録

(要点筆記)

と き 平成27年10月2日(金) 午後7時30分

と ころ センターいちのみや ホール

## 【会議の概要】

### 1. 開会

### 2. あいさつ

### 3. 協議事項

- 協議第2号 学校規模適正化一宮南地区協議会専門部会の設置について
- 協議第3号 学校規模適正化に係る調整項目について
- 協議第4号 学校規模適正化一宮南地区協議会専門部会員の構成について

### 4. その他

### 5. 閉会

## 1. 開会

19時30分開会

(事務局) 定刻となりましたので、ただいまより第3回学校規模適正化一宮南地区協議会を始めさせていただきます。

## 2. あいさつ

(議長あいさつ)

## 3. 会議成立宣言

(議長) 議事に入ります前にこの会議の成立を報告いたします。本日の出席者は20名であります。協議会規則第6条第2項の規定によりまして、会議は委員の半数以上の出席をもって成立することとなっております。よって定足数を満たしており、この会議が成立していることをご報告します。

次に、規則第6条第4項の規定によりまして、市関係部局職員の協議会への出席を求めましたので報告します。これより協議事項に入ります。

## 4. 協議事項

(議長) 協議事項の提案にあたり、協議2号、協議第3号は関連がありますので、一括した議題提案として、事務局より説明いたします。

(事務局) 協議第2号、協議第3号の朗読と説明をさせていただきます。

(1) 協議第2号 宍粟市学校規模適正化一宮南地区協議会専門部会の設置について

**協議第2号**

宍粟市学校規模適正化一宮南地区協議会専門部会の設置について  
宍粟市学校規模適正化一宮南地区協議会専門部会の設置について提出する。

平成27年10月2日提出

学校規模適正化 一宮南地区協議会  
会 長

学校規模適正化一宮南地区協議会に下記の専門部会を設置する。  
なお、正副会長の協議により、必要に応じて部会組織の改廃を可とする。

記

- 1 総務部会
- 2 教務部会
- 3 児童指導・保健体育部会
- 4 庶務・経理部会
- 5 図書部会
- 6 PTA・地域部会

**【提出理由】**

協議会規則第2条に規定する協議事項を専門的に検討する必要があることから協議会規則第7条の規定に基づき専門部会を設置しようとするもの。

(2) 協議第3号 学校規模適正化に係る調整項目について

**協議第3号**

学校規模適正化に係る調整項目について  
学校規模適正化に係る調整項目について提出する。

平成27年10月2日提出

学校規模適正化 一宮南地区協議会  
会 長

一宮南中学校区の小学校規模適正化において必要な調整項目は、別紙のとおりとする。ただし、必要に応じて調整項目の変更を可とする。

**【提出理由】**

一宮南中学校区での小学校規模適正化において必要な調整項目を確認するもの。

(事務局) 初めに、協議第2号の説明、関連資料を説明します。関連資料として、学校規模適性化の作業イメージの資料をつけています。協議会には、協議会本体のほかに正副会長会を設置しています。正副会長会の役割として、専門部会に調査検討を指示する項目及び部会間の調整、専門部会案の確認、直接協議会で検討すべき事項の協議を、担っている事を示しています。詳細には、協議会に、総務、教務、児童指導・保健体育、庶務経理、図書、PTA・地域の6つの部会を設置し、調査検討するために、協議第3号として6部会設置の提案をするものです。

続いて、協議第3号の説明、関連資料の説明をします。関連資料として、5ページに調整項目を6項目に分けて調整を行うものをあげており、協議第2号で提案の6つの専門部会設置と連動しています。総務関係では、校名、校章、校章旗、校歌等が項目としてあります。教務関係は、学校行事、交流学習等が項目としてあります。児童指導・保健体育関係は、校則、児童会組

織、制服、通学靴等が項目としてあります。庶務・経理関係は、備品、学校施設、設備等が項目としてあります。図書関係は、学校図書館の整理及び廃棄に関する事が項目としてあります。P T A・地域関係では、P T A組織、規約、P T A予算、その他地域に関係する事が項目としてあります。6ページにこの10月から規模適正化実施までの2年間半の項目別調整スケジュールの進行目安の表をつけています。ただ、協議状況により目安の通り進まない場合もあります。スケジュールは、大きく6つの調整項目に分け順に記載しているが、スケジュール的にはまずは総務関係で校名を協議調整いただくこととなります。校名決定後、校章、校歌、通学路を検討いただくこととなります。また、教務関係では、両校行事の確認はすぐにできるだろうとして、27年10月から協議調整の進行としています。学校行事についても、交流学习自体は、28年度から開始となるが、27年度から交流の原案作成が可能として、27年10月から協議調整の進行としています。また、P T A地域関係では、30年4月1日開校の小学校のP T Aについては、28年度役員を選考する27年度10月以降から両校ともに関係あるとして、調整スケジュールの期間としています。2号議案、3号議案の説明としては、以上です。

(議長)事務局から説明は終わりました。質疑のある委員は挙手をお願いします。

《委員より質疑なし》

(議長) 質疑が無いようですので、以上で質疑を終了する。協議第2号「学校規模適正化一宮南地区協議会専門部会の設置について」、協議第3号「学校規模適正化に係る調整項目について」は、提出案のとおり決定してよろしいか。

《委員より異議の声なし》

(議長) 協議第2号及び第3号は提出案のとおり決定させていただきます。

(3) 協議第4号 学校規模適正化一宮南地区協議会専門部会員の構成について

(議長) 協議第4号「学校規模適正化一宮南地区協議会専門部会員の構成について」を議題とします。事務局より提案説明します。

(事務局) 協議第4号の朗読と説明をさせていただきます。

**協議第4号**

学校規模適正化一宮南地区協議会専門部会員の構成について  
学校規模適正化一宮南地区協議会専門部会員の構成について提出する。

平成27年10月2日提出

学校規模適正化 一宮南地区協議会  
会 長

学校規模適正化一宮南地区協議会専門部会員の構成について、別紙のとおり承認する。

**【提出理由】**

宍粟市学校規模適正化地区別協議会規則第7条及び専門部会設置内規第3条の規定に基づき設置する専門部会員の構成について承認しようとするもの。

(事務局) 8 ページに、構成の部会員氏名欄を空欄とした構成員表を資料としてつけています。氏名欄空欄の構成員表にて提案し、この後、議長進行により、必要時に、部会員等の選出方法について事務局から選考案等も提示できるよう準備もしています。また、9月30日に、神戸小、染河内小の合同教職員説明会を開催し、学校規模適性化に関する説明会と、専門部会教職員部会の役割と、部会員就任の依頼をさせていただきました。配布の教職員欄は空欄ですが、両校とも了承のうえ部会員の配属調整も済んでいることをこれからの検討の前に報告させていただきます。まずは専門部会の構成全般について質疑あれば承りたいと思います。

(議長) 事前に教職員部会の調整はできているということ、また、地域委員の委員選出は今から決めるということですか。そして、事務局は、地域委員の構成について、構成案を持っているということですか。

(事務局) 教職員部会の調整はできています。地域委員の委員選出は今から協議検討いただきたいと思います。また、地域委員の氏名記入した構成案は持っていないが、両地区委員の出身所属数をもとに、各部会を地区別、出身所属別に、人数を割り振った案を持っています。

(議長) それでは、質疑のある委員は挙手をお願いします。

(委員) 専門部会設置内規では、部会長、副部会長は、校長と教頭の職から会長が指名することになり、各部会員は各部会長が推薦で会長が承認することになるので、教職員で調整が済んでいるなら先に提案してもらったらどうですか。

(事務局) 学校教職員で、部会長を始め部会員の調整案があり、ここで求められれば提出ができます。いかがでしょうか。

(議長) それでは、学校調整された部会長及び教職員部会員について、氏名記入された構成案を配ってください。[事務局は、部会長と教職員部会員の氏名記入された構成案を配布]

(事務局) それでは会長に、部会長指名と教職員部会員の承認についてお願いしたいと思います。

(議長) 部会長は、学校提出案の通り会長指名します。また、部会教職員も学校提出案の通り会長承認とします。つぎに、地域委員の部会構成案について、事務局では構成案を持っていますか。

(事務局) 地域委員の氏名記入の部会構成案はありませんが、委員の出身所属別に割振った事務局案は、先ほど配布の教職員部会員の表に記載しています。各委員のお考えもあると思いますので、決定方法も含めてご意見をお願いします。

(議長) 事務局では、地域委員の部会構成の割り振りに適した、選考案がありますか。

(事務局) 選考案として、議長進行のもとで休憩をとっていただき、休憩の間に、この場で神戸、染河内の両地区に分かれ、地区別構成案を検討いただいているかどうかと思っています。

(議長) それでは、事務局提案のとおり、両地区に分かれて委員構成案の検討をお願いします。検討のあいだは休憩とします。

《休憩》

19時57分休憩

20時10分再開

(議長) 協議を再開します。それでは、両地区から構成案の報告をお願いします。

《両地区から部会構成案を報告》

(議長) 両地区から部会員構成案の報告がありました。

(事務局) 会長の承認決定により、部会員構成を決定いただきたいと思います。

(議長) 協議第 4 号「学校規模適正化一宮南地地区協議会専門部会員の構成について」は、報告のとおり決定させていただきます。事務局からこのほか連絡事項はありますか。

(事務局) 部会員構成決定後の専門部会構成表を、後日、各委員に郵送します。

(議長) 協議第 2 号、第 3 号、第 4 号全般にわたり、質問はありますか。質疑のある委員は挙手をお願いします。

(委員) 専門部会教職員部会の部会長、部会員は、教職員人事異動があった場合、該当教職員は異動後も継続して部会員となるのですか。

(事務局) 教職員部会員構成欄に 27 年度教職員と記載しており、教職員人事異動ある場合は、該当の校長、教頭、教職員について、原則、それぞれの所属校から、異動の部会長、部会員のあとに、異動で転入された方に部会長、部会員として専門部会で活動していただきます。

(委員) わかりました。

(議長) ほかに、質問はありますか。質疑のある委員は挙手をお願いします。

(委員) 学校施設や設備については、専門部会で何ら協議する場が無いように思いますが、新学校開校時の施設や設備、また、現神戸小学校の修繕等対策について、保護者や地域にとって関心も高いことでもあり、今後どう進められるのか説明をお願いします。

(事務局) 協議第 3 号資料項目調整スケジュール目安の表をご覧ください。庶務・経理関係の調整項目として、学校施設・設備の項目があり、学校職員と教委事務局によって原案作成及び協議の調整し、学校長報告となっているように、原則、学校施設・設備の項目は、庶務・経理関係において調整していきます。ただ、先ほどの質問は、学校周辺の通学路等も含めた学校施設全体の大きなことについての委員質問だと思いますが、このことは、庶務・経理関係が妥当か、総務関係の調整項目のその他総務関連の項目が妥当かは別として、どちらかの関係する部会の調整事項として、教育委員会事務局または学校から調整することを予定しています。

(委員) わかりました。そのほかに、協議第 3 号資料項目調整スケジュール目安の表について質問があります。部会協議中の項目にもよりますが、教育委員会事務局と学校職員グループだけで部会協議が進み、最後に、学校長から報告となる

項目があります。専門部会や正副会長会や協議会は関連せずに、決定事項として、単に学校長から報告を聞くということになるのかを説明をお願いします。

(事務局) 協議第3号資料項目調整スケジュール目安の表中で、学校職員グループから矢印が始まり学校長決定となる項目は、基本的には学校教職員部会で原案作成して学校長において決定ということになります。ただ、適性化実施までの間、それぞれの専門部会の活動が始まりましたら、正副会長会で事務局から進捗状況等報告予定であり、また協議会でも専門部会進捗状況等報告予定です。

(議長) 専門部会の最終決定は協議会で行うということを確認されたようですが、どうですか。

(委員) 協議第3号資料から判断すると、学校長決定の項目は、協議会で報告することも無く、学校長が決定する流れなのかを確認をしたいところです。

(事務局) 専門部会活動については教職員部会の活動も含めて、協議会で部会活動報告等もさせていただき予定であり、最終報告もさせていただき予定です。スケジュール進行表中、専門部会、正副会長会、協議会で報告等の記載が無い項目についても、正副会長会や協議会で部会活動の経過報告もさせていただき、委員から質問意見等もお聞きしたいと思っている。ただし、学校長欄に決定とある項目、例えば、児童指導の決まり、生活の決まり、備品移転など学校長が決定する事項となっています。

(議長) 学校規模適性化実施に係る細かな事項について、学校長が決定することは理解しているが、学校施設等の大きなことについては、どこで決定することになるのかを説明をお願いします。

(事務局) 協議会のなかで、施設や設備のことについては、随時、計画の段階で報告をさせていただき、意見をいただきたいと思います。

(議長) 確認について、委員の皆さんはよろしくをお願いします。

## 5. その他

(議長) 次回の正副会長会、協議会の開催について事務局からお願いします。

(事務局) 正副会長会を10月下旬か、11月上旬の開催を事務局では予定しており、正副会長会開催後、協議会開催日が決定次第、各委員に協議会開催のご案内をしたいと思います。

(議長) 次回協議会は、正副会長会で事務局とも調整し、ご案内させていただきます。これで本日の協議会協議を終了します。

## 6. 閉会

(副会長) 提案の議案が円滑に短時間に進んだこともあり、最近感じた学校規模適性化についての思いなど話しさせていただきます。先日、染河内幼稚園・染河内小学校運動会、そして、地域ぐるみの運動会でもあり、自分も主催者の一員であったわけだが、学校規模適性化の実施もあり染河内への思いもあり、染河内地内に「運動会の唄」があるということで、一節だけ歌わせていただき紹介させていただきたい。また、9月末に一宮南部敬老祝賀会が開催され、その席で、神戸と染河内で、昭和20年代30年代に流行った言葉も紹介させていただいた。学校規模適性化の協議が進んでいることもあり、運動会では染河内への思いを伝えたく、敬老会では、神戸と染河内は、昔たとえにちなみ兄弟のようなものだよという意味あいもあり、昔言葉も紹介もさせていただきました。

また、染河内小学校運動会では、PTA会長から、一宮南地区学校規模適性化について、運動会参加者の前で良く解るように説明をいただいた。地域の方も、学校規模適性化の流れも知ってはいるが、PTA会長から直接に説明があったことで、そのインパクトがあったなと感心した次第です。

いずれにしても、学校規模適性化協議会での協議が円滑に進んでいるようにみえても、今後、予期せぬ課題に直面することもあるかもしれないと、気持ちも引き締めつつも、何とか協議が前に進むようにと願っているところです。

本日も、円滑に短時間に協議いただきありがとうございました。

午後9時09分閉会

### 第3回協議会出席者

- ・勝部会長（神戸地区自治会会長）
- ・多賀副会長（神戸小学校PTA会長）
- ・藤原憲男副会長（染河内地区自治会会長）
- ・畑尾副会長（染河内小学校PTA会長）
- ・大坪委員（東市場自治会長）
- ・田路委員（曲里自治会長）
- ・植木委員（上野田自治会長）
- ・の場委員（中坪自治会長）
- ・柴原委員（神戸小学校保護者代表）
- ・福田委員（神戸小学校保護者代表）
- ・東末委員（染河内小学校保護者代表）
- ・前田委員（染河内小学校保護者代表）
- ・秋田委員（神戸小学校保護者代表）
- ・勝木委員（染河内小学校保護者代表）
- ・金持委員（染河内小学校保護者代表）
- ・大前委員（神戸幼稚園保護者代表）
- ・藤原慎也委員（染河内幼稚園保護者代表）
- ・長野委員（一宮ひかり保育所保護者代表）
- ・田中委員（神戸小学校長）
- ・水口委員（染河内小学校長）

### 特別出席者

- ・落岩一宮市民局長
- ・中村企画総務部長

### 事務局

- ・藤原教育部長、椴谷教育部次長、澤田教育総務課長、志水学校教育課長、橋本教育総務課副課長